（障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部改正）

第二条　障害児通所給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

様式第二を次のように改める。

（様式第二）

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号						
助成自治体番号						

令和　年　月分

受給者証番号										
給付決定保護者氏名										
給付決定に係る障害児氏名										

請求事業者	指定事業所番号										
	事業者及びその事業所の名称										
	地域区分										

利用者負担上限月額 ①					

利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号											管理結果		管理結果額					
	事業所名称																		

サービス種別			開始年月日	令和		年		月		日	終了年月日	令和		年		月		日	利用日数		入院日数	
			開始年月日	令和		年		月		日	終了年月日	令和		年		月		日	利用日数		入院日数	

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要

請求額集計欄																							合計
サービス種類コード																							
サービス利用日数			日					日					日					日					
給付単位数																							
単位数単価						円/単位					円/単位					円/単位					円/単位		
総費用額																							
1割相当額																							
利用者負担額②																							
上限月額調整(①②の内少ない方)																							
調整後利用者負担額																							
上限額管理後利用者負担額																							
決定利用者負担額																							
請求額 / 給付費																							
自治体助成分請求額																							

特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額

枚中　枚目

注．当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、「利用者負担上限月額①」欄には、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を記入することとする。